

「あいりん銀行」が平成24年3月31日で閉鎖になります

来年の2012(平成24)年は、干支でいうと辰(壬辰)年

「あいりん銀行」49年の歴史幕引きへ

当たり前前のことですが、「あいりん銀行」、知っている人は知っているし、知らない人は知らない。そして、利用し続けている人は、既に、来年3月末でなくなることは知っていることだと思われま

れま。であるならば、夜間学校ニュースで知らせることはないようにも思えます。

しかし、ひよつとして、「モズのはやにえ(モズが捕らえた獲物を木の枝等に突き刺したり、木の枝股に挟んだりすること)」のように、最後の、そのまた最後の用心のために、「あいりん銀行」に預けっぱなしの人も、いるかも知れません。

モズのはやにえを観察した人によると、モズがはやにえを食べに来る確率はとても低く、大抵は、忘れ去られているそうです。

その点、人の方が記憶力は優れているでしょうから、忘れていくことはないでしょうが、まだ、最後の最後ではないから引き出しに行かないと、がんばり続ける可能性はあります。

でも、それも来年3月末までと頭に入れて、「あいりん銀行」から一端引き出し、郵便局や一般銀行に預け直すようにしましょう。その手続きがよく判らない人は、市更相一階の生活相談室で相談してみてください。多分、「知らない」とは言わない・と。

あいりん貯蓄組合からのお知らせ

あいりん貯蓄組合事業は日雇労働者等の福利増進のため、貯蓄の励行を図ることを目的に、昭和37年から実施してまいりました。しかしながら、事業開始から半世紀近くが経っており、日々の利用者数の減少や社会情勢の変化などを考慮し、平成24年3月31日をもって事業を廃止することになりました。

つきましては、預金をされている方はお早めに解約していただくようお願い致します。

問い合わせ

〒557-0002 大阪市西成区太子1丁目15番17号
大阪市立更生相談所 内
あいりん貯蓄組合 ☎・FAX 6644-5119

あいりん貯蓄組合からのお知らせ

あいりん貯蓄組合事業は日雇労働者等の福祉増進のため、貯蓄の励行を図ることを目的に、昭和37年から実施してまいりました。しかしながら、事業開始から半世紀近くが経っており、日々の利用者数の減少や社会情勢の変化などを考慮し、平成24年3月31日をもって事業を廃止することになりました。

つきましては、預金をされている方はお早めに解約していただくようお願い致します。

←「西成区広報紙・2011年12月No.187」より転載

「随分前の『夜間学校ニュース』に、借金の清算について書いてあった。それが役に立って、片付けることができた。また、載せたらどうか」という声がありました。それで、再び借金の話。

一般的には、借金取り立てにもルールがありますし、お金を返す以外の精算の方法もあります。

借金を抱えて返せなくなった人は、多くの場合、夜逃げをします。そして、借金の請求が届かない状態と成ります。その場合は、「時効」を主張することが、できます。

「時効」を主張できない、まだ生傷というような借金の場合には、区役所や大阪弁護士会の無料法律相談で相談して、精算する道を探することができます。希に、利息計算をやり直した結果、過払いとなっていたことが分かり、逆にお金が戻ってきたという例もあります。

注意すべきは、「時効」には「中断」があります。借金取りと話をする時、「確かに借りたけど、時効やろ」とか、「一万円ずつ返す」などといってはなりません。借金の存在を認めると、振り出しに戻ります。忘却の彼方に去った記憶は呼び覚まさないようにしましょう。長話はいけません。「書類をよく見て、郵便で返事をする」とだけ伝えましょう。

借金と時効の話

法律では、忘却の彼方にある事柄で、現在成り立っている生活をかき乱すのはよろしくないことから、「時効」という考え方が取り入れられています。

民法167条第1項に、「債権は、10年間行使しないときは、消滅する」とあります。

商法522条に、「商行為によって生じた債権は、この法律に別段の定めがある場合を除き、5年間行使しないときは、時効によって消滅する。」とあります。

請求がなければ、借金なんて無いも同然、ほっといたらいいようなものですが、大概の場合は、生活保護を受け、住民票を動かしたとたんに、請求というか、借金確認のための郵便が届きます。

「お電話ください、返済方法について話し合しましょう、でなければ、裁判を起こしますよ」なんてことが書いてあります。

あわてて、電話をしてはいけません。心を落ち着けて、借金した年月日を確認しましょう。5年以上経っていることを確かめたら、内容証明郵便を出します（下に文例があります）。

消滅時効の内容証明の参考例

貴社よりの○年○月○日付の当方に対する普通郵便による金銭貸借請求に対し、法律に定める時効期日経過により時効の援用を宣言します。今後貴社より如何なる請求が成されても、この援用により債務は消滅したのであり当方は支払う意志は御座いません。

不本意とは存じますが何卒以下万端宜しくお願い申し上げます。